

町・県民税(個人住民税)の生命保険料控除の改正について

平成22年度の税制改正により個人住民税の生命保険料控除が改正されました。
個人住民税は平成25年度から適用されます。(所得税は24年分から適用されています。)

従来の生命保険料控除である「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」に加えて、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除として、新たに「介護医療保険料控除」が設けられました。

また、平成24年1月1日以後に締結された生命保険契約についての控除適用限度額は、「一般生命

保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」それぞれにつき28,000円、合計適用限度額は従来どおり70,000円です。

ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)は、これまでどおり「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」それぞれ35,000円の適用限度額となります。

【新契約】平成24年1月1日以後契約

一般生命保険料控除
【上限28,000円(※1)】

介護医療保険料控除
【上限28,000円】

個人年金保険料控除
【上限28,000円(※2)】

合計適用限度額【70,000円】

【旧契約】平成23年12月31日以前契約

一般生命保険料控除
【上限35,000円(※1)】

個人年金保険料控除
【上限35,000円(※2)】

※1…一般生命保険料控除について、新契約と旧契約の双方の控除の適用を受ける場合の上限は28,000円

※2…個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の控除の適用を受ける場合の上限は28,000円

■平成24年1月1日以後に締結した保険契約分(新契約)

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除及び介護医療保険料控除の控除額について、それぞれ〈表1〉のとおり算出します。

	支払保険料の金額	控除額
表1	12,000円以下	支払保険料の金額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

■平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額について、それぞれ〈表2〉のとおり算出します。

	支払保険料の金額	控除額
表2	15,000円以下	支払保険料の金額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

■新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額の計算

一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方に加入している場合、控除額はそれぞれ下記の〈表3〉の(ア)～(ウ)のいずれかを選択することができます。

	適用する生命保険料控除	控除額
表3	(ア) 新契約のみ生命保険料控除を適用	〈表1〉に基づき計算した控除額(上限28,000円)
	(イ) 旧契約のみ生命保険料控除を適用	〈表2〉に基づき計算した控除額(上限35,000円)
	(ウ) 新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	〈表1〉に基づき計算した新契約の控除額と〈表2〉に基づき計算した旧契約の控除額の合計額(上限28,000円)

※詳しくは、住民生活課税務班(内線 151)まで